

東郷町一般廃棄物処理基本計画（中間見直し）

概要版

令和4年3月 経済環境部環境課

計画の趣旨及び背景

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づき、ごみ処理の長期的な方針を明らかにするため、計画を策定することが義務付けられており、環境省の「ごみ処理基本計画策定指針」に基づき、平成24年に東郷町一般廃棄物処理基本計画を策定しました。5年ごとに見直し（改定）を行うこととされており、今回2度目の見直しを行うものです。

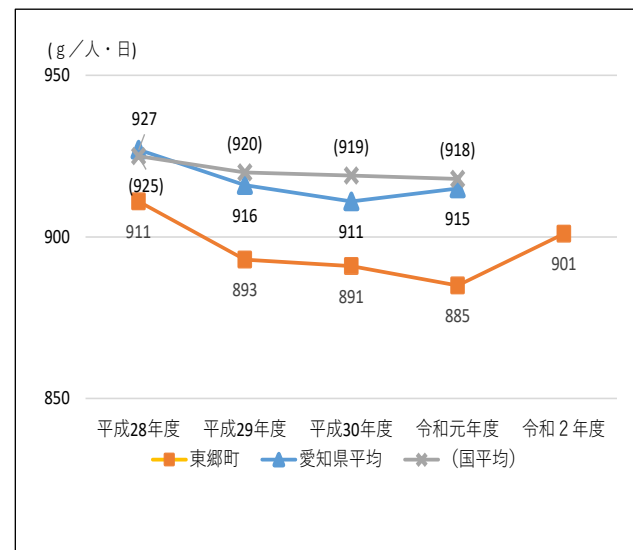
前回見直しを行った平成29年度以降、国連で採択されたSDGsの普及やプラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律が策定されるなど、本町を取り巻く社会情勢は変化していることから、対応した計画とします。

計画期間

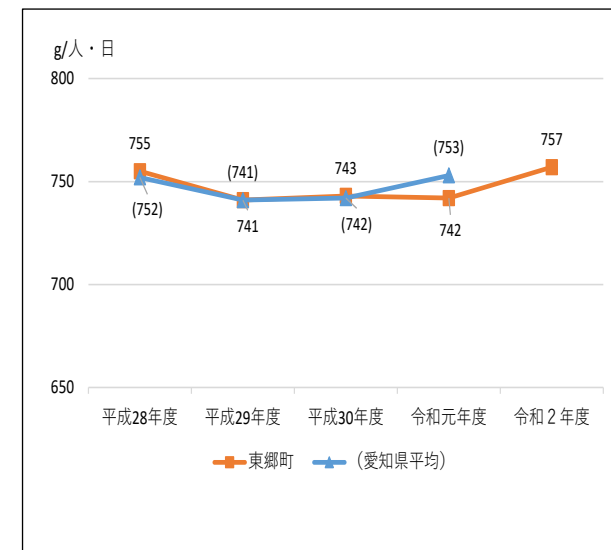
計画期間は、平成24年から令和8年までの計画期間の内、令和4年度から令和8年度までの5年間を対象とします。

ごみ処理の現状

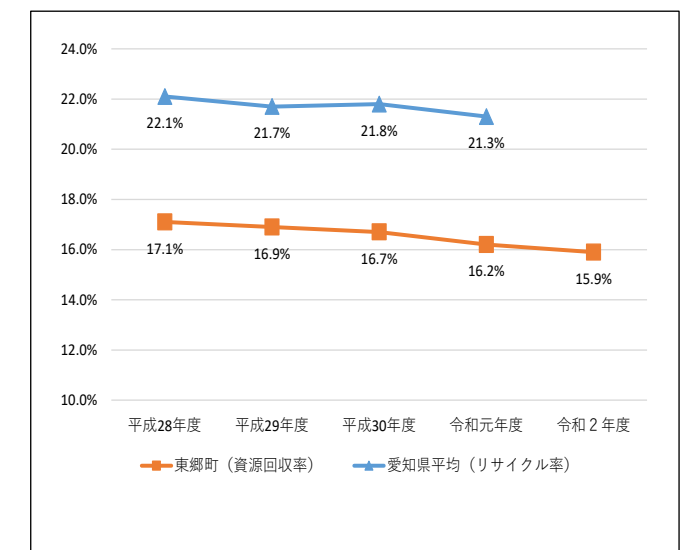
1人1日当たりのごみ排出量



1人1日当たりの処理しなければならないごみ排出量



資源回収率



基本理念 「資源を大切にし、環境負荷の少ないまちをつくる」

計画目標

今後、処理しなければならないごみの量を減少させるためには、家庭や事業所から排出されるごみをきちんと分別し、資源ごみの回収量を増やしていく必要があります。本町では下記の目標を設定し、循環型社会の実現を目指して各事業に取り組んでいきます。

目標項目	現状値	令和8年目標値
1人1日当たりのごみ排出量	901g	874g
1人1日当たりの処理しなければならない家庭系のごみ量	567g	496g
資源回収率	15.9%	16.4%

計画の体系図

基本理念

基本的事項
基本方針

ごみの減量化・資源化に関する基本的事項

- ・ごみの発生抑制の推進（リデュース）
- ・再使用や再生品利用の推進（リユース）
- ・資源化の推進（リサイクル）
- ・意識啓発・環境学習の推進

28の主な取組

ごみの分別・適正排出に関する基本的事項

- ・家庭系ごみの分別の徹底
- ・ごみ集積場所における適正排出の徹底
- ・事業系ごみの分別と適正排出の徹底
- ・不法投棄対策

18の主な取組

その他ごみの処理に関する基本的事項

- ・収集運搬計画
- ・中間処理計画・最終処分計画
- ・災害廃棄物対策

し尿・浄化槽汚泥の処理に関する基本的事項

- ・し尿・浄化槽汚泥の収集量の見通し
- ・収集運搬計画
- ・中間処理計画・最終処分計画

【主な見直し内容】

- 第3章
- ・ごみの分別区分について掲載
 - ・ごみ排出量等の実績値の掲載
- 第4章
- ・目標値の変更
 - ・主な取組の変更
- 施策の内容について、SDGsの17の目標に当てはめて紹介。